指定特定相談支援（計画相談支援） 重要事項説明書

利用者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

上記ご利用者に対する指定特定相談支援（計画相談支援）の提供開始にあたり、関係法令に基づき当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

法人名称	株式会社 双葉
所在地	札幌市北区南あいの里 3 丁目 11-17
電話番号	011-778-0725
代表者氏名	代表取締役 廣瀬 慎一

2. 事業所の概要

事業の種類	指定特定相談支援（計画相談支援）
事業所番号	0130204472
事業所名称	相談支援事業所 双葉
所在地	札幌市北区新川 3 条 7 丁目 1-65 新川 3・7 ビル 3 階
電話番号	011-790-7897
管理者名	梅川 泰彰
通常の事業の実施地域	札幌市（北区、東区、西区、白石区、手稲区一部（前田・明日風・星置）） 石狩市一部（花川、樽川、緑苑台）

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土日祝・年末年始・お盆を除く）
営業時間	9:00 ～ 17:00
その他	事前協議の上、土日祝や時間外も対応する場合があります

4. 職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1 人	-	1 人
相談支援専門員	1 人	-	1 人

5. 事業の目的及び運営方針

【事業の目的】

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、能力及び適性に応じた指定計画相談支援サービスを提供します。

【運営方針】

（1）利用者や家族の選択に基づき、多様な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう適切に援助を行います。

（2）サービス提供にあたっては、特定の事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

（3）関係市町村、障害福祉サービス事業所等との綿密な連携を図ります。

6. 継続支援（モニタリング）の訪問・実施目安

対象区分	標準実施頻度
新規サービス利用・大幅変更の方	利用開始（変更）から 3 ヶ月間は毎月
在宅障害福祉サービス利用の方	集中的支援が必要な場合は毎月 その他状況に応じ 3 ヶ月または 6 ヶ月
施設入所の方等	6 ヶ月ごと

7. 利用料及びその他費用

利用料	法定代理受領が行われる場合、自己負担はありません。
交通費	通常の事業実施地域内は無料です。 地域外へ訪問する場合は実費を頂戴いたします。

8. 緊急時の対応方法及び連絡先記入欄

サービス提供中に事故や体調急変等が発生した場合は、事前打ち合わせに基づき主治医・救急機関・緊急連絡先等へ速やかに連絡します。

【かかりつけ医療機関】

医療機関名	
診療科 / 主治医	診療科： 主治医：
住所	
電話番号	

【緊急連絡先】

氏名（続柄）(1)	氏名：	続柄：
住所		
電話番号		
氏名（続柄）(2)	氏名：	続柄：
住所		
電話番号		

9. 権利擁護・虐待防止・ハラスメント防止および非常時の対応（BCP）について
・権利擁護および虐待防止：当事業所では、利用者の人権の尊重および権利擁護のため、虐待の防止に関する体制を整備し、職員研修等の実施や虐待防止に努めます。また、利用者の権利侵害の防止や自立支援のため、必要に応じて成年後見制度等の利用に向けた情報提供や相談・関係機関への連携支援を行います。
・ハラスメント防止：当事業所では、職員、利用者・ご家族、及び他事業所関係者との相互の人権を尊重し、ハラスメント（暴言・暴力・過度な不当要求等）の防止に向けた取り組みを行っています。
・業務継続計画（BCP）：感染症の流行や大規模災害が発生した場合においても、支援を継続できるよう対応体制（BCP）を整備しています。

10. 苦情解決体制
【事業所内窓口】
電話：011-790-7897（受付時間：平日 9:00～17:00）
苦情受付担当者： 梅川 泰彰（相談支援専門員）/ 苦情解決責任者： 廣瀬 慎一（代表取締役）

【行政機関（札幌市）の窓口】
・札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部障がい福祉課：011-211-2938
・北海道社会福祉協議会　北海道福祉サービス運営適正化委員会：011-204-6310

11. 個人情報の取り扱い
サービス担当者会議や関係機関との連携、各種申請手続きの範囲内で、必要最低限の個人情報を利用します。事前に対象者の同意を得た上で適切に取り扱います。

12. 契約の終了および解約条件について 当事業所との契約の解約・終了については以下の通りとなります。
（1）ご利用者からの解約：事業者に対し文書で通知することにより、いつでも解約できます。
（2）事業者からの解約（予告）：やむを得ない事情がある場合、1ヶ月前の予告期間を置き、理由を示した文書で通知することにより解約します（他事業者等の情報提供を行います）。
（3）事業者からの即時解約：利用者又はご家族からの著しいハラスメント行為（暴言・暴力・過度な不当要求等）やその他の背信行為（継続困難と判断された場合等）があった場合、文書通知により直ちに解約します。
（4）自動終了：サービス等利用計画作成費の支給決定が取り消された場合、または支給決定期間が満了した場合は自動的に終了となります。

上記「指定特定相談支援（計画相談支援）重要事項説明書」に基づき、これに同意・受領しました。

説明・同意年月日：令和　　年　　月　　日

（説明者）
事業者名：株式会社 双葉
事業所名：相談支援事業所 双葉
説明者氏名：梅川 泰彰

（利用者）

住所：

氏名：

電話番号：

（代理人／保護者）

住所：

氏名：　　（続柄：　　）

電話番号：